11/16

安慶名地区において 住居表示が実施されます! 🖽



新しい町名

安慶名

一丁目

安慶名

二丁目

安慶名

三丁目

平成27年11月16日から、安慶名地区(字安慶名・字田場・字西原の各一部)において、住居表示が実施 され、区域内にお住まいの方の住所が新しくなります。

住居表示は住所を分かりやすくする制度です。実施日以降は、新しい住所を使用されますよう皆さまの ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

実施区域内の新しい町名と郵便番号は次の通りです。

現在		実施後(平成27年11月16日以降)	
大字	郵便番号	町名	郵便番号
字安慶名	〒904-2214	安慶名一丁目	
		安慶名二丁目	
		安慶名三丁目	〒904-2214
字西原	〒904-2204	 	1 904-2214
		安慶名三丁目	
字田場	〒904-2213	安慶名一丁目	

- ※住居表示が実施されましても、自治会の行政区や各学校の 学校区は変更されません。
- ※住居表示を実施しますと、住所・本籍・不動産 の表示が変更になります!

●住所の表し方

これまでの土地の地番で表していた住所は、「町名」 「街区符号」「住居番号」を使って表します。

(例)うるま市 字安慶名○○○番地 うるま市 安慶名○丁目 ○番 街区符号 住居番号

本籍や不動産の表示は、町名と土地の地番で表示し ます。

●本籍の表し方

(実施区域内に本籍のある方のみ)

字安慶名〇〇〇番地 (例)うるま市 安慶名○丁目 ○○○番地 うるま市 町名 土地の地番

●不動産の表し方

(例)うるま市 字安慶名○○○番 うるま市 安慶名○丁目 十地の地番

※ただし、土地区画整理事業地区内の本籍・不動産の表し方 については、今回変更されません。土地区画整理業の換地 処分により変更となります。



- ■実施区域内の各ご家庭・事業所へは、実施日前に新しい住所を記載し た「住居表示変更決定通知書」、住所表示実施について解説したしお り、お知らせ用無料はがき等をお届けします。
- ■実施に向け、次の作業を進めていきますのでご協力をお願いします。
- ●住居表示(街区)案内板の設置
- ●街区表示板の取付け(各街区の四隅)
- ●町名板、住居番号表示板の取付け 皆さまの自宅の門柱や玄関の見やすい場所に取り付けます。
- ■住居表示が実施されますと、住民票・戸籍の本籍欄・選挙人名簿や、 不動産登記簿の表題部の住所等は、市や法務局で自動的に書き換え ますが、皆さまご自身で変更手続きをしていただくものがあります。
- ●自動車運転免許証の住所や本籍
- ●土地・建物等の不動産所有者の住所変更登記
- ●会社等の法人及び代表者の住所変更登記
- ●預金通帳、各種免許の住所変更その他
- ※「住居表示変更決定通知書 | や住居表示変更証明書を添付しますと 手数料は無料になります。(住居表示変更証明書は実施日以降、都市 計画課にて無料で発行します。)
- ※詳細は市のホームページに掲載します。
- 「うるま市ホームページトップ」
- →「行政情報を見る」→「組織一覧【各課のご案内】」
- →「区画整理課」→「住居表示の実施について(安慶名地区)」

【お問い合わせ先】うるま市役所 区画整理課(石川庁舎2F) TEL.965-5606

うるま市ホームページアドレス:http://www.city.uruma.lg.jp/